

除雪重機による損壊

㈱博善社と交わした賃貸借契約第 22 条（善管注意義務）により、「㈱博善社は、従業員、その他、㈱博善社が管理、監督をすべき関係人の責に帰すべき事由によって賃貸借物件を滅失、毀損したときは、直ちにこれを修復するか、又は(有)丸倉共立商事にその損害を賠償しなければならない。」という約定を交わしている。しかし、重機による除雪の際に建物を損壊し、約定を無視し、修復することなく、放置している。

建物南東角

平成 17 年 6 月 6 日撮影



平成 25 年 5 月 25 日撮影



建物北側倉庫出入口ポーチ撮影平成 25 年 5 月 25 日撮影



平成 26 年 9 月、撮影

